

第5 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物

パッケージ型消火設備は、令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができる。

1 I型

- (1) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの
- (2) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下であるもの

2 II型

- (1) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの
- (2) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの

3 共通事項

上記1又は2に掲げるもののほか、平成16年消防庁告示第13号の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、規則第13条第3項各号に掲げる部分

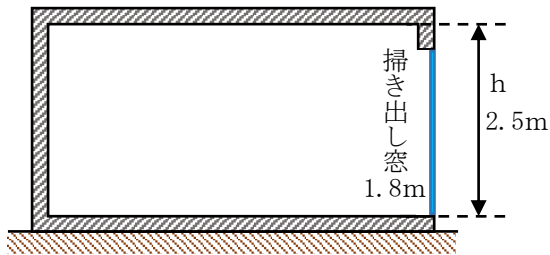
4 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱い

火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所は、次の(1)から(3)までの要件に適合する場所とする。ただし、防火対象物の位置、構造又は設備の状況を踏まえ、パッケージ型消火設備を設置することにより、延焼のおそれが著しく少なく、火災等の被害を最小限に止めることができると認めるときは、令第32条の適用により設置を可能とする。（図5-1参照）

- (1) 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機械室及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所その他これらに類する場所以外の場所
- (2) 火災の際、煙を有効に排除でき、安全に初期消火を行うことができる場所として、次のいずれかに該当する場所
ア 煙を排除する上で有効な外気に常時直接開放された開口部（開口部の位置、大きさ等を専門的知見により総合的に判断すること。以下この項において同じ。）が存する場所
イ 煙を排除する上で有効な随時容易に開放できる開口部（F I X窓を除く。）が存する場所
ウ 令第28条の規定による排煙設備が設置されている場所
エ 建基令第126条の3の規定による排煙設備が設置されている場所
- (3) 消火に失敗した際の退路が確保されている場所として、次のいずれかに該当する場所
ア 二方向避難が確保されている場所
イ 規則第28条の2第1項第1号の規定による主要な避難口（以下この項において同じ。）を容易に見通すことができる場所
ウ 避難する上で誘導灯又は誘導標識の誘導により主要な避難口に到達できる等、避難経路が明確である場所

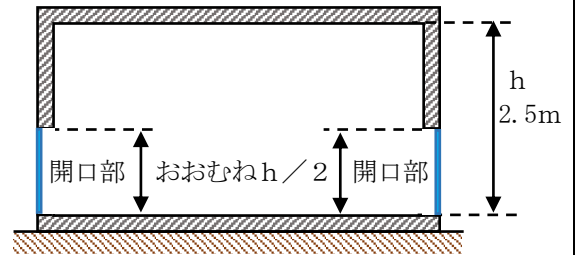
(煙を有効に排除できる開口部の例)

開口部が低い位置にあるが有効である。



(煙を有効に排除できない開口部の例)

開口部が低い位置にしかなく有効ではない。



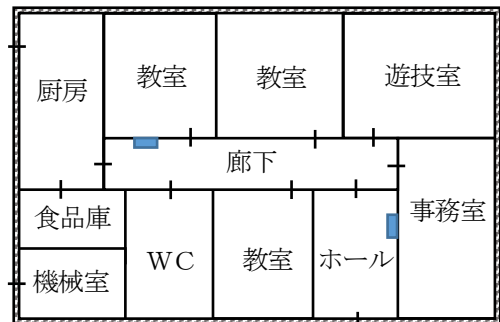
(開口部が外気に接しない例)

消防法又は建基法上の排煙設備による排煙



(外気に接する開口部がない区画に設置する例)

令第 32 条の適用による有効な場所への設置



(6)項ニ (幼稚園)

■ パッケージ型消火設備

図 5 - 1